



良好な水環境の保全と活用に向けた制度の方向性と論点

令和8年6月30日

良好な水環境の保全と活用に向けた制度の方向性と論点

良好な水環境創出の推進の必要性

- 地域では廃れた水環境の再生や、新たな地域のシンボルとして水環境の創出に取り組むことにより、**地域活性化等に繋げる取組が多くの地域で始まっている。**
- 一方で、**計画性を持って取組を実施することが、多様な要因が絡む水環境における活動の継続性を担保する上で必要。**
- これらの状況を踏まえ、地域活性化や地域づくりの取組の一環として、**流域等の広がりを持つ水環境の特性を踏まえ、複数の関係者が共通の方針の下で連携し、保全・活用を一体的に進めて、それらに関わる人・団体の増加や活動の持続可能性の確保を推進する仕組みを検討。**

良好な水環境の保全と活用に向けた制度の方向性と論点

新しい制度の方向性

- 地域における水環境の保全・活用が適切かつ計画的に推進されるよう、認定制度の構築を検討

認定制度に係る論点

■制度の目的・位置づけ

施策全体（パッケージ）の中での認定制度の位置づけ

■認定を受ける主体

活動の実施地域の自治体の関与のあり方

■認定の対象・範囲

活動に係る計画を認定対象とするか

流域等広がりを持つ水環境の特性を踏まえた範囲設定

■計画への記載事項

対象地域、活動内容・体制のほか、どのような目標設定を求めるか

■認定のオープン性

認定が他の取組を排除しない仕組み

草の根的な活動の包摂のしかた

良好な水環境の保全と活用に向けた制度の方向性と論点

認定制度に係る論点

■認定基準・評価手法

認定のハードルの高さ

多面的モニタリングとの連動

保全活動そのものの価値の評価の組み込み

■フォローアップ・更新

認定後も実施状況報告を求めるなどフォローアップを実施し、資質を担保

■技術的支援・専門家の関与

活動そのものの保全効果のエビデンス確保を念頭においた側面支援

■インセンティブ

認定によって得られる地域側や、企業等活動に携わるステークホルダーのインセンティブを検討

■関連制度との関係整理

自然共生サイトをはじめとする関連制度との連携・棲み分けの検討

ご議論いただきたい点

- 良好な水環境に関する考え方や施策パッケージに対する気付きやお考えなど
- 制度の骨格の検討に向けた論点に対する気付きやお考え、論点の不足など